

藤元議員 4点について質問します。最初に地籍調査についてお伺いします。それぞれの土地には登記簿やその位置を示す地図があり、法務局に行き一定の手続きをすれば閲覧することができます。ただその多くは、明治時代の土地調査を基礎としているために測量精度が低く、正確な記録が残っていない場合が多いのが現実です。したがって、土地取引がスムーズにできない。また、境界線が不正確なことによりトラブルの原因にもなることがあります。さらに、近年、全国で自然災害が多発していますが、復旧のための工事が地籍が不正確なため工事にかかるまでに時間がかかるなどの問題も起こっています。1962年(昭和37年)、国土調査促進特別措置法が議員立法により制定されました。そして、これに基づく「国土調査事業十箇年計画」により地籍調査が強力に推進されることとなりました。現在は1993年(平成5年)に閣議決定された、第6次国土調査事業十箇年計画に基づいて、この地籍調査が実施されているわけであり。本町の場合、2011年(平成23年)からスタートと、県内では大変遅れたスタートとなりましたが、23年度以降毎年実施されてきています。最初は、内妻地区から始まりましたが、2011年3月の東日本大震災で、沿岸部が大きな被害を受けたことから、沿岸部を先に済ませるということで、地籍調査とは別ですが、国土交通省の「都市部官民境界基本調査」も中村、牟岐浦、灘、川長の一部ですが、25年9月までに本町においても行われましたし、26年度は、浜崎、大戸、大谷、本村の一部。27年度は、本村の一部、天神前、宮ノ本、宮田というように、沿岸部や浸水地域とされているところを優先的に地籍調査を進めてきました。費用も町負担は4分の1ですが、今日まで全体では2億3千万円を超える多額の費用をつぎ込んでまいりました。この地籍調査、現場関係者の話では、なかなか大変な作業だそうであります。境界を決めるためには関係者に現場まで来てもらわなければなりません。その現場も自宅近くばかりだけでなく、山奥の場合もあります。そして、その関係者も町外・県外からの場合もありますし、来ていただいたとしても10cm、20cmのことで境界が決まらず、言い争いが始まる場面もあるようです。したがって、時間がかかるし大変な作業であることは重々承知していますが、南海トラフを震源とする巨大地震津波発生の可能性が日々高まっていることや土地の事情を知っている人が徐々に減っているという現実があり、迅速に事業を進めなければならないと思います。そこで伺います。この事業は、法務局が事務処理を終えた時点で、事業完結ということになるわけですが、現時点の進捗率をお伺いします。次にこの事業は、住民説明会、一筆ごとの関係者立会による境界確定、測量、地籍図、地籍簿案の策定、関係者による閲覧・同意・法務局への資料送付などというふうに進められていくわけですが、関係者による閲覧はすでに終わっているところもあると思いますが、法務局への資料送付は、23年から始まって7年目になりますが、一度

も行われていません。なぜでしょうか。もちろん一筆残らず境界確定ができればそれに越したことはありませんが、さまざまな理由で境界確定ができないところがあります。ただそれは、境界が確定できなければそのまま放置されるということは関係者納得のことですから、いずれにしても先に述べたように早急に進めなければならない事業であります。期限を決めるなどして、早く事業を前に進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。次に町営住宅の損害賠償金の扱いについてお伺いします。6月議会の議案審議の中で町営住宅の新規入居募集のため空いた部屋の修繕費として1戸50万円ほどの費用が計上されていたので、退去するときには、もし故意に壊したということが明らかな場合は弁償してもらっているのかという趣旨の質問をしたところ、担当課長からは「今はやっていない」町長からは、「勉強させていただきます」との答弁がありました。その後、7月20日、担当者から文書で回答がありました。その内容を要約すると、「牟岐町営住宅の設置及び管理に関する条例」第18条3項では、「敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は、損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する」となっており、今後は、「入居の手引き」とは別に注意事項に、「退去するとき未納の家賃又は、損害賠償金（故意による破損）があるときは、敷金からその額を差し引きしてお返しします」との文章を加え、また、入居前と入居後を比較できるように入居前修繕後に部屋の写真を撮影しておくようにしますとの回答でした。当たり前のことですが、一言で言えば、今後は条例を遵守した取り組みをしていきますという回答でした。町営住宅の貸し付けは、町民のみなさんの福祉の向上の一環として実施しているものであって、必要な人がいれば町としてはそのための条件を常に整えておく必要があり、入居者にはそのことを十分理解していただき住宅は大事に使っていただかなければなりませんし、ましてや、故意に建物を壊すなどということはあってはならないことだし、もしそのようなことがあれば弁償していただくのは当然のことだと思います。今回の改善策は、一歩前進だと評価しますが、今の条例のままでは、もし損害賠償金の支払いをしていただくような事態が発生した場合、賠償金を完全に回収することができるのかという懸念が残ります。例えば、毎月の家賃が1万円だとすると敷金は3か月分で3万円。修理代が5万円かかったとしたら不足分の2万円が回収不能ということになります。今の条例のままではこんなことが起こりうるわけであります。もちろん。故意に住宅を壊すなどということはめったにないことだと思いますが、以前、議員の質問で、犬を室内で放し飼いにし、畳を腐らせてしまったという非常に悪質で非常識な事例もあるようなので、こんなことがまかり通ることのないよう条例を整備する必要があると考えます。先程述べた「牟岐町営住宅の設置及び管理に関する条例」の第20条第3項には「入居者の責めに帰すべき事由によって第

1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又は、その費用を負担しなければならない」とありますが、入居中は、その調査は難しいというのが実際のところですので、退去するときの調査が大切になるわけであります。損害賠償金を確実に回収するためには、県営住宅のように、敷金からだけではなく不足分は、「別途請求」できるような条例を改めるべきではないでしょうか。次に災害時の不明者の氏名公表についてです。この件について、本年8月27日付け徳島新聞が「県内20市町村方針決めず」の見出しで、県内24市町村を対象に行ったアンケート結果を報じています。公表するとしたのは3市町で20市町村が決めていないと回答し、牟岐町のみが個人情報保護が優先されるので「公表しない」と答えています。今回のアンケートが単に〇×式だったのか、それとも書かれた内容で新聞社が〇×と判断したのか、その辺が不明なので何とも言えない部分がありますので、まず公表するしないかについては「しない」。ガイドライン作成についても「しない」という新聞報道のとおりで間違いはないかをまず最初に確認させていただき次の質問に移ります。次に大筋では新聞報道のとおりだということを前提に質問させていただきますが、この牟岐町の方針にどれだけ町民のみなさんが賛同するだろうかと正直思います。災害時にはありませんが、時々、本町でも他町でもありますが、行方不明者の捜索協力の放送が流れます。おそらく家族は必死になって心当たりを探し、それでも見つからないということで協力を求めるのだと思いますが、住民の皆さんの協力により、結果が良い場合も悪い場合もありますが、とにかく早く見つかることは間違いありません。それは当然で、少数で探すより大勢が探した方が、また、情報が少ないより多い方が発見しやすいからです。災害時、行方不明者を探すために、個人情報ではありますが、氏名・住所などを公表してどんな問題があるのでしょうか。家族は必死になって探し、早く見つけたいと思うし、行方不明者とされた人も生きていれば早く無事なことを家族に知らせてあげたいと思うのは普通の感情ではないでしょうか。不明者とされていることを知られたくないという理由をいくら考えても浮かんでできません。災害発生後、何年経っても死者・不明者という形で数字が発表されています。法的には死亡届を提出できるケースも死んだと認めたくない家族の気持ちがこんなところにも表れているのではないかと思います。できれば遺体を見つけない。それは無理でも本人につながるものを何でもいいから探したいと、長い間探し続けている人もいます。とにかく、災害時でも行方不明者の氏名・住所などの個人情報は「公表しない」、したがって、ガイドラインの作成についても「しない」というのは、どう考えても町民のみなさんの願いに沿った方針とはとても思えません。ことは命にかかわることであり、救助を最優先に考えるべきではないでしょうか。命があってこそ人権ではないでしょうか。行方不明者がいる家庭では、

僅かな情報でも知りたいという願いから公表を望む人が多いと思います。ただ、災害時に公表して良いかどうかなどを聞いて回る余裕は、行政にはないと思いますので、今のうちに住民の合意が得られるガイドラインを作成しておく必要があるのではないのでしょうか。次に就学援助についてであります。生活保護基準は5年ごとに見直しが行われていますが、2013年（平成25年）には、生活保護基準が平均6.5%引き下げられました。そして、今年度2018年からさらに最大5%の引き下げが計画されています。その理由は、生活保護世帯と生活保護を利用していない貧困世帯の所得を比較し、その格差是正と均衡を図るためということであります。貧困世帯が多いというなら、全体の底上げを図るのが政治の役割だと思うのですが、そうではなくて、生活保護基準を下げるというわけであります。この基準引き下げは、生活保護受給者だけの問題だと受け取っている人が多いのですが、けっしてそうではなく、最低賃金、住民税非課税基準、国保の保険料減免基準、介護保険の保険料・利用料の減免基準など、社会保障制度全体に大きな影響をもたらします。もちろん就学援助にも影響が出ることになり、本町の場合、生活保護基準の1.3以下の所得の保護者は、準要保護者ということで就学援助の対象となっていますが、基準が下がったことにより今まで受給できていたのに、受給できなくなるという事態が起こることになります。文科省もそのことを重々承知していて、各都道府県教育長宛てに就学援助に影響が出ないように配慮して欲しい旨の通知を出しています。したがって、本町教育委員会にもそのような趣旨の文書が来ていると思いますが、本町教育委員会はどのような対応をしているのかをお伺いし、質問を終わります。

枅富議長 福井町長。

福井町長 まず、地籍調査についてお答えします。現在の進捗率は12%ですが、登記完了している地区はありません。内妻の白木地区は今年度中に法務局へ送り込む予定で進めています。また、丸山・島屋敷・古江地区については、今年度中に県へ認証請求する予定で進めています。登記完了までに時間を要している理由については、土地所有者に境界等を確認していただくのに時間を要していることや、所有者同士の意見の相違による筆界未定状態の解消に手間取っていることです。所有者や相続人等が、町外在住で境界等の確認に協力が得られないケースもあり、立会自体が行えていない土地もあります。所有者同士の意見の相違についても、なかなか合意に至らない状況です。また、担当職員も他の業務との兼務で実施しており、地籍調査事業に専念できる状況にないことも原因の一つかと思います。今年度から、専門員を配置し、地籍調査事業を完了させる体制

が整ってきていますので、速やかな事業完了を目指して取り組んでまいります。次に町営住宅の損害賠償金の扱いについてですが、牟岐町営住宅の設置及び管理に関する条例では、「敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。」となっています。現在でも入居者へお渡しする「使用のてびき」には、この旨記載されていますが、今後は、「使用のてびき」とは別の注意事項に文面を追加し、周知したいと思います。また、(2020年4月1日施行の)今回の民法改正においては、公営住宅制度に係るものとして「賃借人の原状回復義務」があり、必要に応じて適切に修繕を実施し、経年劣化以上の損害が生じた修繕につきましては「別途請求」できることとされていますので、この旨入居者に通知するとともに、実行してまいりたいと考えています。次に、災害時不明者の氏名公表についてですが、去る8月27日の徳島新聞において、災害時不明者の氏名公表について、“牟岐町は公表しない”旨の掲載がありました。この掲載内容については、7月中頃の徳島新聞社よりのFAXでのアンケートによるもので、その回答にあたり、牟岐町地域防災計画では安否情報の収集・提供の計画を決めていなかったことから、「牟岐町国民保護計画」を参考とし回答いたしました。当該計画の安否情報の提供については、「安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと」とあり、個人情報保護の観点から一般的に公表できないこととなっていたことから、「公表しない」と回答したものです。ただ国民保護計画は武力攻撃等に関する計画であり、災害時の安否情報等の公表については他の市町村と同様で「決めていない」との回答が正しかったと思われます。現時点では、災害時の安否情報等の公表については決まっていないと判断しているため、今後、国・県の動向や他の市町村の状況を見ながら関係機関等と協議し決めたいと考えています。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 私の方からは、就学援助のご質問についてお答えします。生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響についての対応ですが、生活困窮者自立支援法等の一部改正にあわせて、参議院厚生労働委員会において、「生活保護基準は、社会保障、教育、税など、さまざまな施策の適用基準と連動していることから、平成30年度の基準見直しにより、生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め、万全の措置を講じること」とする附帯決議がなされ、文部科学省からは、市町村が地方単独事業で実施する「就学援助制度」

についても、「できる限りその影響が及ばないように適切な判断のもと対応すること」と通知されました。生活保護基準は、平成32年度までに段階的に見直しが行われるということですが、本町におきましても、本通知の趣旨を踏まえ、現在、実施されている「平成30年10月の生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応に関する調査」の結果等を参考にしながら、できる限り生活保護基準の見直しの影響が及ばないように、本町にとって望ましい措置を講じてまいりたいと考えています。以上です。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 地籍調査については、専門と言いますか、専属できる職員を確保できたということで、なるべく早く進めたいということなので、それはぜひそういうことで、未定のは、確かに難しい問題はある。さっきも言いましたけどもあるのです。お互いが立ち会いをしても、なかなか決まらないということがあるのですが、これに付き合っていると、いつになるか分からないということになるわけなのです。説明会するときにもそういう説明を受けていますので、それはある程度期限を決めて話し合いがつかないところは前に進めていくということにしないと、いつまでもさっきも言ったように7年目ですから、1回も法務局に資料を提出するところまでいっていないということなので、これを前に進める体制を整えていただいているようなので、これをぜひ早く前に進めるようお願いしたいと思います。それから、条例の損害賠償金のことですが、法令が改正になったと、別途請求できるようになったという話しですけど、やはりこれはそうなったとしても条例の整備を整えておかないと実際にできないと思うのです。整えておいた方がいいと思います。ぜひもう一度お考えを聞きたいと思うのです。それから、新聞報道での内容と先程の話しでは、今は少し違うという感じに受け取ったのですが、あの新聞報道と現時点では違う、今後協議していきたいということですが、あの時点とは違うということではよろしいでしょうか。再度確認したいと思います。就学援助については、先程教育長が言われたように他の制度でも影響し、もしそれがそのとおり、今までやっているように基準を下げて、そのとおりにするとすれば、今まで受けていたのが受けなくなるということなので、それはそうならないようにしたいというお話しですので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。それでは、2点について再問します。

枅富議長 福井町長。

福井町長 まずは町営住宅の条例に関してですけど、民法改正されて損害賠償請求ができるということになっていますので、条例の改正が必要ないかと考えているんですけど、現在の町の条例が県の条例と殆ど条文が一緒なのです。県の方は民法改正を受けて特に改正することはないという意向を以前に伺っていますが、再度確認して県と同じようにしたらいいというふうに安易に考えるのもどうかと思いますけども、今後、検討してまいりたいと思います。それから、不明者情報の公表についてですが、徳新のファクスによるアンケート調査に対して、少し安易に答えてしまったということがありまして、もっと深く考えたら、牟岐町国民保護計画に基づいた扱いでなくて、純粹に地域防災計画に定めてないのであれば、「決定していない」というふうにお答え方をした方がよかったですけど、答え方を間違ったので、今後、決まっていな分を検討してまいりたいと思います。改めて検討し直していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 先程、質問の中で言いましたけど、この損賠賠償請求については、県の方は別途請求するという決まりがあつて、おそらくそういう方向でやっていると申すのです。これは入居者に最初から知っていただくという意味でも条例はきちんと、条例があつても今までやられていなかったという現実もあるわけですので、行政がしっかりするという意味でも条例は、はっきり決めておいた方がいいと思います。よろしくお願ひします。それと今後、検討する不明者の名前のことですが、町長自身としては、どういうふうに考えますか。私の考えは先に言っている。

福井町長 議員がおっしゃるとおり、できるだけ行方不明者を早期に発見するためにも公表した方がいいのではないかと思います。